佐賀県告示第 213 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和3年7月6日から令和3年8月5日まで佐 賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

佐賀県知事 山 口 祥 義

送吸の 種類	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	武雄市若木町大字本部字九十	後	19.7~	237. 7
相知山内線	九谷 3172 番1地先から		13. 1	
	武雄市武内町大字真手野字池			
	ノ平 26350 番1地先まで			
	武雄市若木町大字本部字九十	前	60.9~	237. 7
	九谷 3172 番1地先から		14. 6	
	武雄市武内町大字真手野字池			
	ノ平 26350 番 1 地先まで			